

記載内容の訂正とお詫び 〈正誤表〉

2016年3月に作成いたしました『補助事業実務必携 平成27年度版』に記載内容に誤りがございました。

ご迷惑をお掛けしましたこととお詫び申し上げますと共に、下記のとおり訂正させていただきます。

【訂正箇所】

I、546ページ

ロー1-(1)道路事業

誤

記載内容を下記のように改めます。

正

ロー1-(1)道路事業

地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第6条に規定する除雪に係る事業又は活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第11条に規定する降灰の除去事業であって、次に掲げる基準に適合するものうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業（原則として、パイパス整備事業等（表1-(1)に掲げる事業は除く。）及び道の駅に関する事業は交付対象外とする。）。

1. 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。
2. 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。
3. 改築（老朽化対策を主たる目的として行う更新事業に限る。）及び修繕に関する事業については、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
 - ① 地方公共団体において「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定していること。

ただし、平成29年度以降の措置とする。

- ② 橋梁、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）に係る事業にあつては、道路法施行規則第4条の5の2の規定に基づく、近接目視による

定期点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている施設であって、「長寿命化修繕計画（個別施設計画）」に基づくものであること。

ただし、橋梁（橋長15m 以上のものに限る。）にあつては平成29年度以降の措置とし、橋梁（橋長15m 未満のものに限る。）、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）にあつては平成33年度以降の措置とする。

表1-1(1) (バイパス整備事業等における交付対象要件)

交付対象となるバイパス整備事業等	要件の内容
通学路対策に係るもの	<p>以下の事業として、公表されているものであつて、かつ、最も効率的であると認められるものであること。</p> <p>① 平成24年5月30日付け「通学路の交通安全の確保の徹底について」に基づき、通学路の緊急合同点検結果を踏まえた対策必要箇所位置づけられたもの</p> <p>② 平成25年12月6日付け「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」に基づき、基本的方針（通学路交通安全プログラム）に基づく対策に位置づけられたもの</p>
防災震災対策に係るもの	<p>現道における自然災害等に備えて早急を実施する事前防災及び減災に係る改良事業と比較して、最も効率的・経済的であると認められるものであること。</p>

※原則として、車線数の増加を伴う事業は対象外とする。ただし、1.5車線の道路整備や道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）で定める基準を満たすためにやむを得ないと認められる場合には、この限りではない。

II、842ページ 最終行

誤

基幹産業に係る要素事業取崩限度額～～～

正

基幹事業に係る要素事業取崩限度額～～～

III、917ページ 第1章 通則 第1条

誤

第1条

1 附属第I編東日本大震災復興交付金基金事業実施要領（以下単に「附属第III編」と

正

第1条

- 1 附属第Ⅰ編東日本大震災復興交付金基金事業実施要領（以下単に「附属第Ⅰ編」と

IV、924ページ 第17条 1

誤

第17条

- 1 地方整備局長等又は都道府県知事は、第2章の規定により完了実績報告書を受理したときは、その報告に係る復興交付金事業等が、復興交付金事業等を実施するために造成した復興交付金基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、附属第Ⅲ編第12条の規定により復興交付金事業等に充てるべき復興交付金基金の取崩額を確定し、額確定通知書により当該復興交付金事業者に通知するものとする。

正

第17条

- 1 地方整備局長等又は都道府県知事は、第2章の規定により完了実績報告書を受理したときは、その報告に係る復興交付金事業等が、復興交付金事業等を実施するために造成した復興交付金基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、附属第Ⅰ編第12条の規定により復興交付金事業等に充てるべき復興交付金基金の取崩額を確定し、額確定通知書により当該復興交付金事業者に通知するものとする。

V、924ページ 第18条

誤

第18条

地方整備局長等又は都道府県知事は、実績報告書による復興交付金事業等の成果が復興交付金事業等を実施するために造成した復興交付金基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認め、これに適合させるために附属第Ⅲ編第13条の規定により、当該復興交付金事業等の是正の命令をするときは、是正命令書によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う復興交付金事業等が完了した場合は、この編の第2章第2条の取扱いとなる。

正

第18条

地方整備局長等又は都道府県知事は、実績報告書による復興交付金事業等の成果が復興交付金事業等を実施するために造成した復興交付金基金への交付金の交付の決定の内容

及びこれに附した条件に適合しないと認め、これに適合させるために附属第I編第13条の規定により、当該復興交付金事業等の是正の命令をするときは、是正命令書によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う復興交付金事業等が完了した場合は、この編の第2章第2条の取扱いとなる。

VI、1647ページ 第15条 交付決定等の取消等 1 三 下から4行目
誤

な行為を行った場合四補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

正

な行為を行った場合

四 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

VII、1823ページ 6の図 差し替え
正

